

## 令和3年度第2回 栃木市入札適正化委員会 議事概要

1. 日 時 令和4年3月24日（木）午後1時45分から午後3時10分
2. 会 場 栃木市役所 3階 301会議室
3. 出席者 委 員 小林委員長、飯島副委員長、諏訪委員、児玉委員  
事務局 契約検査課長  
契約検査課契約係長  
契約検査課契約係職員2名
4. 議 題 (1) 入札及び契約手続きの運用状況等についての報告  
(2) 抽出事案についての審議  
(3) その他

### 5. 会議概要

会 議 概 要	
(事務局)	開会を宣言する。
【議題(1)】 (委員長)	事務局から報告をお願いする。
(事務局)	令和3年7月1日から12月31日までの6か月間の入札及び契約手続きの運用状況等について報告する。 総契約件数は164件、契約金額は14億2,361万1,200円である。内訳として、条件付一般競争入札が33件、契約金額が10億4,595万9,200円、指名競争入札が131件、契約金額が3億7,765万2,000円である。全体の平均落札率は95.75%、条件付一般競争入札は96.03%、指名競争入札では95.46%であった。 令和3年7月1日から12月31日の期間における指名停止は、1件、2者であった。(特定建設工事共同企業体の代表構成員と構成員) 足利簡易裁判所から労働安全衛生法違反で業者及びその従業員がそれぞれ罰金20万円の略式命令を受けたことによるものである。 建設工事の談合に関する情報は寄せられていない。
<質疑応答> (委員)	塗装の工事2件の落札率が非常に低いですが、何か特別な理由はあるのか。また、2件とも辞退1者とあるが、理由はあるか。
(事務局)	塗装自体の発注件数が少なく、受注意欲が高かったと思われる。辞退の理由は、技術者を配置できなかったためである。
(事務局)	辞退したのは2件とも同じ業者である。塗装工事とあるが、道路のラインを引く工事である。市内業者では対応できず、市

外業者を指名したため、競争が激しかったと思われる。

(委員) 3件の不調案件について再入札があったのか、入札後の状況を説明してほしい。

(事務局) 1件目については、1回入札をしたところ、業者が請け負えないということで契約解除になった。2回目の入札で不調になり、本件は3回目の入札である。本件はまだ再入札をしていない。

2件目については、工種を見直して再入札をし、落札している。

3件目については、一度不調になってから設計を見直したところ、随意契約が可能な金額になったため、再入札は行っていない。

(委員長) 入札の問題ではないが、先程触れた指名停止の原因のところで、これは他市が発注した工事で栃木市とは直接関係のある工事ではないが、事故の性質というのはよくありがちなことで、やはり労働安全衛生法に抵触している、機械の配置に関する計画を作成せず仕事をしたということもやはり指摘できるところである。作業員を直接指図して仕事をさせるレベルの業者には、社長なり現場代理人の所長と直接仕事をする作業員やオペレーターとは、阿吽の呼吸でやっているもので計画書を作ったりしていない。事故が起きると事故の原因も計画書を作っていないからよく分からないというようなことになる。きちんとルール、規則、法律の基本に従って監督をしてもらいたいと思う。この場合は下請けの会社が問題を起こしたようだが、元請けの現場代理人は責任を逃れられない。入札の問題ではないが、施工管理の問題としてお願いしたい。

<審議結果>

～了承～

**【議題(2)】**

(委員長) 抽出担当委員から抽出理由の説明をお願いします。

(委員) 今回抽出した4件について、抽出理由を説明する。条件付一般競争入札について、1つ目は「今泉泉川線 道路改良工事(その2)」。2つ目は「栃木第四小学校学童保育施設新築工事」。土木工事と建築工事の中から比較的金額が大きい工事を抽出した。

次に指名競争入札だが、1つ目は「市道1039号線 舗装補修工事」。2つ目は「市道11366号線外 配水管布設替工事」。一般競争入札で、土木と建築から選んだため、工種の違う舗装と水道施設から抽出した。

(委員長) 審議については、1件ずつ進める。抽出事案①について事務局の説明をお願いします。

(事務局) 抽出事案①今泉泉川線 道路改良工事(その2)について資

料に基づき説明。

～入札方法、工事名、工事箇所、工事概要、入札参加資格及び設定の理由・経緯（工種、格付、建設業の許可、地域要件、配置技術者、応札可能業者数）、入札結果（入札参加業者数、落札業者、予定価格、低入札調査基準価格、落札金額、落札率）～

< 質疑応答 >

(委員)

カルバート工というのは何か。

(事務局)

カルバートは水路の一部であるが、普通は三面で上が開いているが、カルバートは四面で、簡単にいうとトンネルのような構造である。

< 審議結果 >

～抽出議案①了承～

(委員長)

抽出事案②について説明をお願いします。

(事務局)

抽出事案②栃木第四小学校学童保育施設新築工事について資料に基づき説明。

～入札方法、工事名、工事箇所、工事概要、入札参加資格及び設定の理由・経緯（工種、格付、建設業の許可、地域要件、配置技術者、応札可能業者数）、入札結果（入札参加業者数、落札業者、予定価格、低入札調査基準価格、落札金額、落札率）～

< 質疑応答 >

(委員長)

学童保育というのはどんなことをするところか。

(事務局)

共働きや1人親世帯の子供を放課後や長期休みの時に預かる施設になる。対象は小学生である。

(委員長)

施設で子供の事故がよくあり、訴訟がおきることがある。子供の面倒を見るのは市の公務員か。

(事務局)

NPO法人に業務委託している場合が多いようである。

< 審議結果 >

～抽出事案②了承～

(委員長)

抽出事案③について、説明をお願いします。

(事務局)

抽出事案③市道1039号線 舗装補修工事について資料に基づき説明。～入札方法、工事名、工事箇所、工事概要、指名業者選定の理由及び経緯（工種、格付、建設業の許可、指名対象業者数、指名業者数）、入札結果（入札参加業者数、落札業者、予定価格、最低制限価格、落札金額、落札率）～

< 質疑応答 >

(委員)

工事の種類は違うが、抽出事案①の公告に「本工事は、建設

工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。」とある、抽出事案③と直接関連があるかどうか分からないが、再資源化が義務付けられているのはどのような工事なのか教えてほしい。

(事務局) 500万円以上の土木工事では、再資源化が義務付けられている。

(委員) 抽出事案③は再資源化が義務付けられていないのか。

(事務局) 抽出事案③も義務付けられている。

(副委員長) 抽出事案③で、再資源化について特に記載がないのは理由があるのか

(事務局) 抽出事案①は入札公告、抽出事案③は入札説明書というもので、様式が違うためである。

(委員) 再資源化について口頭で説明するということか。業者は再資源化が必要だと承知しているから、特に記載しないということなのか。

(事務局) 単価抜き設計書というものを業者に渡すが、特記仕様書というものがついており、「再資源化が必要な工事である。」という項目にチェックが入る。

(委員長) 条件付き一般競争入札になるか、指名競争入札になるかは単純に金額で決まるのか。

(事務局) そうである。

(副委員長) 入札結果調書の「指名選考の理由」という項目があり、「当該工事に対する地理的条件」とあるが、栃木市も広くなり、南から北までかなり距離がある。業者を選択するうえで、地理的条件というのはウェイトが重いのか。

(事務局) 格付けと地理的条件を加味して選考している。地理的条件とは、工事現場から業者の営業所までの距離の順番である。

(副委員長) 例えば、市の南部の現場の工事の場合、業者数が数十者あるとすると、南の方の業者がほとんど指名されるということなのか、1～2者は北の方の業者をいれておくのか、塩梅はどうしているのか。

(事務局) 基本的に距離で選考している。

(副委員長) 現場の周辺の業者のみで、離れた業者は1者も入らないという工事もあるのか。

(事務局) 逆に言えば、そのような工事の方が多い。

(副委員長) 先ほどの再資源化の話で、義務付けられているということであるが、具体的にどのようなことなのか。例えば、解体工事である鉄骨などは有価物で、それなりの値段で取引されているようであるが、再資源というのも分かるが、その他の廃材や土なども再資源化しないといけないという法律になっているのか。

(事務局) アスファルトとコンクリートについては、処理施設が各地にある。アスファルトについては、破碎したものを再資源化する。工事概要の舗装工のところに、「再生粗粒度アスコン」などの記載がある。これは1回壊したものと新品のものを混ぜて製品化したアスファルトである。今、舗装工事において使用されているほとんどのアスファルトは再生アスファルトになっている。コンクリートについても砕いて、道路の路盤などに、新品のものと混ぜて再利用することになっている。木材などについては、焼却処分せざるを得ないものもある。建物の解体で出てくる鉄筋については鉄の資源として再資源化されている。ごみを焼却したときに出るスラグというものがあるが、それもアスファルトの骨材として混ぜて使うという形で再利用している。

<審議結果> ～抽出事案③了承～

(委員長) 抽出事案④について説明をお願いします。

(事務局) 抽出事案④市道11366号線外 配水管布設替工事について資料に基づき説明。

～入札方法、工事名、工事箇所、工事概要、指名業者選定の理由及び経緯（工種、格付、建設業の許可、指名対象業者数、指名業者数）、入札結果（入札参加業者数、落札業者、予定価格、最低制限価格、落札金額、落札率）～

<質疑応答>

(委員) 全国的に水道管の老朽化がかなり進んでおり、栃木市に限らず、水道管の取替というのはかなり費用が掛かると言われている。栃木市の場合は、布設替の長期計画のようなものは当然あると思うが、おおよそどのような計画になっているのか。

(事務局) 3～4年前に老朽管の改修計画を立て、塩ビ管や石綿管がまだ残っているため、10年ぐらいの計画で、相当の金額を投入して改築を考えている。入札状況からすると、毎年10億円ぐらいの金額を水道管の改修につき込んでいる。

(委員) 一方で、水道の新規の事業もある。

(事務局) 人口減少の状況なので、新規に布設するのは、3～4年前に旧栃木市で、簡易水道の施設を新たに整備した経過はあるが、

新たに給水区域を広げるような話はない。

(委員) 取替工事のほうに予算の主力を割いて進めていく予定だということか。

(委員) 私は栃木市の上下水道の調査委員会の委員長を務めている。指摘の通り、既存の施設の改修で相当な費用がかさむ見込みである。栃木市は水道料金が低めに設定されていて、それは合併のときに旧市町で水道料金が違ったためだが、比較的低い方にあわせてしまったことが原因と思われる。今は人口も減っていて、かなり節水の効率が上がっており、水の需要そのものが減っているのです。将来の需要減にあわせた水道施設の整備計画や補修計画を立てなければいけないという状況である。

(委員) 水道事業というのは、基本的に独立採算制ということでしょうか。

(事務局) 企業会計で運営されている。

(委員) かなりの程度、一般会計からつぎ込んでいる。

(委員) 今後人口減少が避けられず、節水で使用料も減っていくとなると、水道事業会計はどんどん厳しくなると思う。そうすると、本来の建前とは違って、市税から補填していかないと成り立たないか、あるいはそれに見合った水道料金の値上げを行わない限りは無理が生じる。

(事務局) 水道庁舎が永野川の災害で被災した状況もあり、旧市町で整備した水道網を連結して災害時に水を融通できるような措置を進めており、多少費用がかかっている。

(委員長) 栃木市は低入札調査基準価格や最低制限価格を事後公表としているが、最初から事後公表だったか。

(事務局) そうである。

(委員長) 入札保証金も最初から取らないのか。

(事務局) 工事に関してはそうである。

(委員長) 指名されて、応札したにも関わらずキャンセルする業者はあるか。

(事務局) 指名競争入札では、全くないとは言い切れない。

(委員長) 契約保証金というものがある。また、前金払というものがあるが、前金払の保証はあるか。

(事務局) 前金払をするときは、契約保証金とは別に保証を求める。

(委員長) 悪意はなくても、工事を始めてみたら、途中で会社が廃業するということもある。

(事務局) 途中で工事が中止になったのは、8年前に1件あった。そのときは、前金払いの保証を受けていて、出来高に応じて支払った。それ以前にもあったが、何とか対応はできた。

(委員長) 国際法上の契約だと、入札保証金と請負金額の保証、それと前渡金保証というものがある。前渡金の保証は、前渡金の額が少しずつ変わっていくので、業者も発注者も数字が変わっていくのを計算していくのは厄介なことだと思う。このような保証問題というのは、日本では、外国とは違って、両者の信頼関係の上に成り立っている。

<審議結果>

～抽出事案④了承～

(事務局) 本委員会の委員の任期について説明する。任期は要綱で2年としているため今年の6月30日をもって満了となる。事務局としては、入札関係に高い見識を有する現委員に引き続き委員の委嘱をお願いしたいと考えているが、ひとつの課題として本市の男女共同参画プランの目標として、各種委員会において、女性委員の登用が求められている。現時点では、事務局として具体的な人選を進めているわけでもなく、心当たりもない。そこで、現委員の中で自身の代わりに女性委員を推薦してもらえればありがたいと考えている。適任と思われる方がいる場合、連絡をもらえれば調整したいと考えている。もし、推薦がない場合は、引き続き委員の委嘱をお願いしたい。

～終了～